

## 2024年5月以降の新車に標準装備された バックカメラの取扱いについて

当該支援装置に対する助成は、後付け装置を対象としておりますが、令和6年5月から新車に標準装備されたバックカメラが全ト協の安全装置等助成対象一覧に記載がある場合は、令和6年度の助成事業実施期間までに新車新規登録した車両に取り付けられた場合(支払いまで含む)、特例的に助成対象とします。



注意

装置の取得単価が車両全体に含まれていて不明な場合は、取得単価の分かる書類(見積明細、請求明細、販社から領収証に記載してもらう等)を準備してください。